

# 現代資本主義国家の認識をめぐって

金 子 道 雄

## 目 次

- はじめに
- 一 積極的国家思想と常識的イデオロギー
  - 二 「国家論ルネッサンス」における基本的な問題
  - 三 国家の相対的自律性
  - 四 「国家介入」について  
—北原勇氏の場合

## はじめに

現代資本主義国家の認識をめぐって

現代資本主義国家論という出し方は、さまざまなどらえ方があると思われる。<sup>(1)</sup>たとえば、現代をつける意味である。実際に、現代という用語法はきわめて多岐的でつかみどころのない意味すら感じさせる。古代とか中世とかそのタ

ムそのものに現われてこない社会科学的規定が表現されていないことと同じ理由でもって使用をさし控えることも実際的ではない。また、歴史学におけるような時代区分をそのまま踏襲するわけにはいかない。しかしながら、それを使う以上、何らかの意味をもたせておきたい。さしづめ、資本主義国家論という一般的な出し方と重複させて考えておこう。

そこで、支配層のもつあるいは支持する国家論のなかで最も支配的なものを常識的国家論と言つてみよう。<sup>(2)</sup>たいていの場合、支配層の意識・イデオロギー・思想は、たとえば政府の政策や法や慣習のなかに盛り込まれ社会の常識として活用され、生活の規範準則として使用される。しかしながら、一般に支配層の意識・イデオロギー・思想のすべてが常識化されるわけではない。常識は、ある事柄についていえば、単独的であつて複数的ではない。支配層の国家イデオロギーは、複数であつても、決して一枚岩ではない。多様なヴァリエーションをもつ国家イデオロギーを共棲させあつているものとしてとらえて無理がない。ところが、常識的国家論は、支配層の国家イデオロギーであるが、支配層全体が共通してもつあるいは支持する国家イデオロギーとして収斂させてしまうわけにはいかない。支配層の多様な国家イデオロギーを並列させた全体を常識として扱えない以上、いずれかのイデオロギーが常識化へ向かうプロセスを投入させておかなければならぬ。いかなる条件のもとでかかる常識イデオロギーが設定されてくるのか、少なくともそのイデオロギーの科学性を判別資料としてまた根拠として普通決定されることはないことは、國家思想の歴史がこれを示している。一般的にいえば、政治・経済・思想という広汎な領域に連関的にまたがる問題であり、社会の諸矛盾や階級的対抗あるいは突出した政治的動機を骨格としても顕現していくわけで、具体歴史的に検討するしかない。

ひとまず、選良された支配的になる一つの国家イデオロギーをもつて、通常常識として扱える。たとえば、ナチス・ドイツにおける常識的国家論といえば、排他的なファシズム国家イデオロギーである。それは、ドイツでは公的なイデオロギーすなわち常識として通底し権力のイデオロギー支配の一部を構成した。ナチス・ドイツにおけるような他の支配層の国家イデオロギーの存置すら難しい紋つた一元的政治状況では、常識的国家イデオロギーと支配層の他の国家イデオロギーの関係は、表面では沈潜しあらわれてこない。しかしながら通常の政治状況のもとでは単純ではない。選良された国家イデオロギーは支配層の他のさまざまな国家イデオロギーを排的にとり扱わない場合が通例であり、見通しのある政治的安定のもとでは同棲が現実であり、時には相互に補完しあう複合した関係にも立つ<sup>(3)</sup>。あるいは民主主主論が結びつけばつくほど多様性の存置は、完結的な民主主義の姿態にも役立ち、それ自体政治支配の思想的一部にもなるからなおさらである。

かかる多様な国家イデオロギーに共通することだが、社会の移行期を除いて、それらが、すべて最も包括的な意味で支配層自身の地位や役割を脅かさない内容を含めていることが前提となっている限り、実際そうであるが、その限りでのみむしろ多様性を捨象できるわけで、常識を加幅させて理解しても差しつかえないともいえよう。しかしながら、支配層の内部における政治的編成の仕方、政策的相違、あるいは階級的な民族的な対抗は、時には常識と支配層の他の国家イデオロギーとの対立と衝突を内部で内在化せしめるチャンスも内包しているわけで、多角的にも有機的にも政治支配のレヴェルを導入させた場合、常識的国家イデオロギーと支配層の諸国家イデオロギーを識別しておくことの能動的意義は明らかであろう。<sup>(4)</sup>

そこで話は元に戻るが、国家論の分野ではかかる常識的国家論が通底している最も新しい時期を多分に含めた形で

ある程度弾力的に現代を確保しておくということである。そうした射程を投入させた場合といえども、現代というタームのもつそぞろ広がり的内容からみてそれはもちろん相対的で限定的なものであることは免れない。しかしながら、少なくとも現時点での公的な国家イデオロギーを視野に收めているかどうか、という現代の切り方はより実践的な意味を国家論の分野では明確にしうることは明らかであろう。

本稿では、まず支配的な国家イデオロギーの歴史的位相を大枠においてとり出し、それを意識しつつ「国家論ルネサンス」といわれる状況における政治支配論の沈潜過程をみたうえで、それとは逆に上昇したそこでの相対的自律性論および現代資本主義国家の特徴的側面であるといわれる国家介入について検討することにある。

(1) 現代における国家の認識の方向性からみた場合、我国においてやはり国家論の高揚した一九六〇年代という時期は参考にならう。たとえば、小林直樹氏は「ナショナル・インタレストの優越のために『ひとつの世界』と世界法の支配を実現させるプランは“現代”的”の日程表のなかに組み入れない」(小林直樹「日本における現代国家」『岩波講座 現代・8』所収、一九六四年、三〇八頁) という観点を根底においた行き方である。もう一つは、石母田正氏のように、世界史的な視点をつけ加えることによって国家の認識におけるその死滅の論理と意味を明確化しうるという(石母田正「国家論の前提のために」『歴史評論』一九六九年、第二〇一号、六三頁参照) 意識的な実践的な行き方である。本来、現状分析的なものと、展望的なものが相補完しあう認識の指向性の必要なことについては否定できない。現代資本主義国家論を扱う際の指向性についていえば、それら二つの統一的視角は今日でも有益である。

(2) 支配層という社会階層を確定することは単純ではない。ここでは大橋隆憲編著『日本の階級構成』(岩波新書、一九七一年)における「支配階級」の統計学的考察に基本的に拠っている。ただし、統計のうえで現われてくるかどうかを必ずしも問う必要がない側面、たとえば支配階級のイデオローグ等も当然含めることを想定している。

(3) 影山日出弥『国家イデオロギー』青木書店、一九七三年、二二二二頁参照。

(4) L・アルチュセール著、西川長夫訳『国家とイデオロギー』福村出版、一九七五年、三八一三九頁参照。

### 一 積極的国家思想と常識的イデオロギー

現代資本主義国家の歴史論理的な把握を行なううえで、常識的国家論の流れを概略まずおさえておくことは無駄ではない。それは国家論のもつ実践的契機と深刻なかかわり方をなしているからといつた方がよい。一方から他方への支配のイデオロギー<sup>(1)</sup>の変遷は、いずれのケースでも同じように、その認識の科学性やその方法の厳密性という側面に着目したかかわり方の問題と、もう一方では、政治支配のレヴェルでとらえたその思想支配とのかかわり方の問題が同時に設定されることになる。ここでは専ら後者のかかわり方でとり扱っていきたい。

国家論の変遷の歴史は、やや誇張していえば消極的国家思想の流れと積極的国家思想の流れという位相においてとり出すことができる。そのような流れのなかでさまざまな国家イデオロギーを位置づけをみていくことは伝統的なものであって、決して目新しいものではない。しかしそれは国家思想史一般のなかでは適用できない。支配層の国家思想史のレヴェルに据えてはじめて有効性をもつ。被支配層の国家思想史のすべてをそのような位相のなかで位置づけてしまうことはできないからである。

消極的なものと積極的なものを区別する標識はいったい何できめるのか、さしつめ次のように考えておきたい。資本主義の進展について國家の果たす多機能的拡がりと拡大された組織的対応を通じて、可能な活動空間がおし広げられ、特定の部位に限定して国家をとらえる思想から、少なくともその限定を意識的にも、その客観的役割からもとり扱った行き方としての国家思想の転換が消極的なものと積極的なものを分ける歴史的モチーフである。もっとも、そ

の転換の思想はかかるモチーフを直接の台本にして引き出されてきたのではない。実際には、より具体的で個別的な思想の流れのうちにとらえなければならないだろう。それは小邦分裂のドイツにおける民族的大統一の志向を骨組みとした理性の凝集物としての国家観がここでは重要なメントの一つになつてゐる。端的にはヘーゲルの国家観を代表的なものとして挙げることができる。もちろん、ヘーゲルの国家観そのものが積極的国家思想を形成していった、

という意味でそれをとりあげているのではない。思想が現実の社会に基本的に照應していくといつても、思想の継起性は、常に直接的ではない。<sup>(2)</sup> 社会の変化をしだいに自己の思想対象のなかにとり込んでいくプロセスは、ドラステイクでも具象的でもない。たとえば、消極的国家思想における市民社会と政治的国家の分離というあの古典的な出し方と、積極的国家思想における市民社会と政治的国家の統合化は両者の区分において有力な指標であるが、いずれもヘーゲルの国家観の援用とは矛盾しない。<sup>(3)</sup> ところが、ヘーゲルの国家観が積極的国家思想のなかで継承されるときには明らかに市民社会を支える質がすでに変換し同一の線上でとらえることができないにもかかわらず思想のもつ固有の性格が質を捨象できるという繼起性を併せもつてゐるからである。そのときには、ヘーゲルそのものに近いか遠いかは問題ではない。要するに、思想史のレヴェルでは、その転換においてヘーゲル的な国家観の脈絡がきわめて大きな意味をもつていたということである。それは、積極的国家思想の初期的な典型となつたイギリスの理想主義国家イデオロギーなどで検討できよう。

別のいい方をすれば、積極的国家思想は、経済学的なカテゴリーと結びつけて独占資本主義時代の支配層の国家思想としてより社会科学的な形で提示して差しつかえない。積極的国家思想は、独占段階にある国家において多様な國家イデオロギーを個別のうちに歴史的に内含し、あるいは形を変えて発現していく長い形成史を叙述できる。とこ

るが、現代という出し方で直接つながつてくるような積極的国家思想の流れは、ロシア革命と第二次大戦という時期以降が重要であることはいうまでもない。確かに現代国家、現代資本主義国家等における現代の問題は、現代のとう意味の積極的国家思想史上の脈絡のうえでは必ずしもその時期にこだわる必要がないともいえる。それは、一般に、資本主義の矛盾の激発であった第二次大戦のなかで作り出されてきた常識的な国家イデオロギーとの関係である。いわゆる「民主主義国家」という系譜とファシズム型国家という系譜につながるものとの鮮明な対決的区分を通じてでてきた流れをみておく必要があるからである。その流れは、戦後欧米では全く支配的になったことは周知のことである。一方からターゲットにされたファシズム型国家を採ったドイツやイタリア等を、支配層の国家イデオロギーを含めて資本主義国家の「例外」<sup>(4)</sup>のなかに求めていく考え方もある。しかしその国家論には、パーム・ダットが指摘したように理論がなかつた<sup>(5)</sup>としても、資本主義の鋭くなつた矛盾の解決形態としての運動と制度をもつていた限り、むしろ積極的国家思想の現代的性格を本質的には身につけていたと位置づけることができよう。逆に、「民主主義国家」の系譜につながるものは、積極的国家思想の流れではその枠をはみ出しそれとの思想的断絶が強いものといえる。

独ソ不可侵条約の締結は、いわゆる「スターリズム型国家」につながるものをファシズム型国家のなかに抱合させていく起点となつた<sup>(6)</sup>。全体主義と民主主義の対極という設定は、結局ファシズムの崩壊とともに現実的な対立の基軸が移し変えられ、事実上冷戦とともに社会主義国家が一方的に肩代りされるということになつた<sup>(7)</sup>。「民主主義国家」イデオロギーは、二つの分岐のうえにのみ成り立つ限り、社会主義国家イコール全体主義国家という教条的な措定が前提にならなければならなかつた。要するに、このイデオロギーは、自己の側によつてのみ用意された観念に拋つて

いること、しかも外的な対象そのものが自己の国家体制の是証イデオロギーにとつてキー・ストーンになつていてることをみれば奇妙な行き方であつた。きわめて安易なイデオロギーであつたばかりか、積極的国家思想の脈絡からもつながつてこない横道にそれた性格の濃いものであつた。もちろん、戦間期においてファシズムとの対立イデオロギーとしての進歩的な政治的意義については評価できるとしても、それは別問題である。社会主義の世界体制化、諸民族の自決、大規模な労働運動と世界史的な現実の激動した流れのなかで民主主義対全体主義、自由対独裁という単眼的イデオロギーが支配のイデオロギーとしては一定の役割と地位を築いたことは事実である。しかし、支配のイデオロギーの完結性のなかに、外的なものを核としてとり込んだことは、結局、新たに生起しつづける国内の諸矛盾の噴出が意識や思想のレヴェルで解決できないわけで、かえつてそれとの緊張を深め、その硬直性をきわだたせ、国家論の分野ではそれとの不整合を露呈していくことになった。この弱点ゆえに、実質的には、国家論抜きの反共的イデオロギー支配の先行性に専ら解消するしか方途がなかつたといえよう。<sup>(8)</sup>

積極的国家思想の系譜につながる常識的国家イデオロギーは、結局、五〇年代末から始まり六〇年代に高揚した福祉国家論まで俟つことになった。もつとも、そこにも「民主主義国家」の強い影響を含めていたが、全体として現代国家の能動的なもの自立的なモチーフに主として立脚した点では、積極的国家思想の流れのなかでとらえることは正当であり、歴史的にはそれへの回帰でもあつたといえよう。

この六〇年代以降という時期は、国家論史のうえでは非常に特異な時期であった。つまり、藤田勇氏が六〇年代末すでに提示されていていたように、⑥資本主義の国家論、⑤社会主義の国家論、④マルクス主義国家論、①発展途上国との問題、というように四つの軸をとり出して全体的に網羅的に扱うことのできる国家論高揚の同時代性について

指摘できるからである。支配層の側からも、被支配層の側からも、おののおのの体制内からもほぼ同時期に起り、部分的には共鳴し、未曾有の規模で国家論の高揚をおしあげ、いわゆるグローバルな国家論ルネッサンスの幕開けになった時期もある。

国家論は、支配の是証にも、抵抗と打倒の是証にもなりうる両刃の剣であり、明確な時期でもって変化の同時性をとることなど稀である。なぜ同時性が存在したのか。その連関性はどうなのか興味深い。しかし、ここでは直接関係がないので捨象せざるを得ないが、そのような国家論の状況的特徴について念頭に入れておくことは必要である。<sup>(9)</sup>

福祉国家イデオロギーは、最大限七〇年代前半までしか、続かなかつたが、支配の国家イデオロギーとしてのその意義と役割はきわめて大きなものがあつたといえる。<sup>(10)</sup> 福祉国家イデオロギーは、基本的には「民主主義国家」のように外的なものとの観念的対比において構成されていない。資本主義国におけるアメリカの経済力・政治力に依存した大戦の迅速な処理と復興、引きつづく各国の経済の旺盛な発展を背景にした高雇用、社会主義的政策、分配の社会的分配の法的システム、あるいは国家の経済的行為・規制「主体」の上昇化等がその現実的な母胎であった。現代資本主義国家の能動的な側面を論の主軸に据えていたことは、全体主義と民主主義という対立構想を前提にしていたような「民主主義国家」の思想的限界を客観的にはとり払っていたことである。

福祉イデオロギーは、イデオロギーのなかではその意義づけや内容をめぐって相当の幅と距離をもつており、福祉に関する多イデオロギーの総称といい替えてよい。しかし、そうした点にこだわる必要はここではない。また、福祉国家イデオロギーは、国家のリアルで総体的な析出にどれだけ貢献したかどうかもほとんど問題にならない。もともと、福祉国家という概念は戦前からあつたように、それは資本主義国家の質的な転換を意味しているわけでもな

い。総称としての福祉一般は、社会的矛盾や対抗関係を通じて必然的に一定程度助成され、導入されたマクロ的には資本主義国家の社会矛盾への介入的な傾向的な問題にすぎない。それは資本主義国家という厳然たる固有の現実態の照射ではなく、社会矛盾への一定の比重を占めるに至った政策とシステムならびに介入と規制に付着した国家についての部分イデオロギーでしかない。

にもかかわらず、他面では、支配のイデオロギーとしてきわめて強力な力を發揮した。国民生活の安定化、希望や期待といった国民の意識の底部が下支えとなって漠然とした性格や多義性からくる柔のイデオロギー構造が意識への沈潜化をかえって加速せしめるのに役立つた。しかも、社会主义国の一連の否定的現象の多発が相乗的に作用したことも指摘できる。しかも、権力性が後景に退いたイデオロギーであったことが幸いした。

ところが、七〇年代のIMF体制の崩壊を屈折点にした経済環境の急激な一連の変化という事情が福祉国家イデオロギーの終焉をもたらすことになった。高度な技術革新とハイテク産業の興隆という面はあるものの、資本主義の経済的基盤の脆弱性と動搖、高利潤の確保の見通し不安、国家財政の破綻、他方では軍拡化政策の推進等の背景は、逆に福祉の見直しと削減の方向を強めることになった。常識は別のものにとり替えなければならなかつたわけである。

常識がもはや常識でなくなっているときに、国民意識のなかにそれが生きつづけていくことは権力への抵抗帯を醸成していく精神的土壌になりうるだけでなく新しい支配の是証イデオロギーの新たな普遍化にとつて障碍でしかない。国家思想史のうえからみれば、比較的短い期間に二段階的な是証イデオロギーの変遷が経過していったことは、国家論の高揚を依然として高水準で保つということにつながった。八〇年代にはいつても一般に、国家論の高揚がつづくのは、何よりも支配層の国家イデオロギーの変遷という要因抜きでは考えられない。

新しい常識的国家イデオロギーの全体像は、今日なお、明確になっていとはいい難い。効率のよい政府、「危機管理」、行政の一元的集中化等々、個別的提唱でありながら全体として相互に密接に関連しあう、表徴的には危機管理型国家、権威主義国家等の呼称でもって使用できるような国家イデオロギーを視野に収めてみておけばよい。<sup>(1)</sup> このイデオロギーは、福祉国家イデオロギーのなかから派生してきたものでないことはいうまでもないが両者は自ずと國家の存立の自立的で客観的な基盤に立つて国家の能動的な今日的な対応に即してとらえられたイデオロギーとしての接点を共有しており、現代的な積極的国家思想の延長上でみていくことができる。

また、新しい常識的国家論の方向は、次のようにみておくことは重要である。福祉国家イデオロギーは、それなりの現実的なものを確かに付着せしめていたが、政策的なもの当為的なものを多分に含めることによって、イデオロギーの振幅はきわめて大きいものであった。福祉国家概念が多義的になつたこともそれと関連がある。しかし、新しい国家イデオロギーは、はじて振幅の少ないものになると思われる。というのは、それは国家そのもの、国家機構、社会管理体制等直接政治支配につなげた内容を核として、権力を介在せしめた統合化、集中化、一元化指標を明確にしていくものと思われるからである。その点では、国家をよりリアルに固有の権力的属性においてとらえる志向を拒否するとは考えられない。要するに、是証イデオロギーとして成功するかどうかは別にして、客観的には、国家の客観的な認識とも内接しあう国家イデオロギーにもなりうる若干の素地をもつていていることを指摘できよう。

(1) 支配のイデオロギーは支配の「実体」を反映していない「虚偽のイデオロギー」としてとらえることはできない。たとえば「支配的イデオロギーは仮象に立脚する虚偽イデオロギーである」(中村宏「支配の研究—福祉国家論とその成立基盤」『法学論叢』、一九七二年、第九一巻第六号、三〇頁)。「実体」からの距離が遠いか近いかでそれをみていくことと「虚偽イデオロ

ギー」を唱くことは全く異質のものである。「実体」の認識にもイデオロギーの介在は回避できないし、眞実か虚偽かという価値判断を前提とするようなイデオロギーの存在形態はあり得ない。支配のイデオロギーといえども「支配の実体」を射程にいれた経済的、政治的、思想的素地を直接的にも間接的にもふまえているという理解をしなければ、そもそもイデオロギー論など成立する余地がない。

(2) 「思想史における思惟範疇の内在的な連続性と後続する思想における同じ範疇の意味転換（非連続）」というマンハイムによつて「触発」された丸山氏の指摘は、特殊国家思想史のうえでも妥当性を有するとと思われる（丸山真男「思想史の方法を模索して——一つの回想」『法政論集』、一九七八年、第七七号、二〇頁）。

(3) ヘーゲルにとってドイツ的な政治背景を直接の動機としていたとしても、国家の権力を規定することは、イギリスやフランスにおける国民の権利・自由を規定することと「同値」であった。市民社会と政治的国家の哲学的関連について南原氏は次のように述べられている。「『自由』が『国家権力』によって制約されている限度において『国家権力』は『自由』によって制約されているのであって、『国家権力』と『自由』は対概念であるだけでなく、前者は後者を可能にするものなのである。この意味でヘーゲルの国家観を自由主義と規定することは、権力主義と規定することと同様に不適切であるが、にもかかわらず『自由』は『国家権力』に対しても『神聖』なものであり、その逆ではないのである。したがって、『ドイツ的自由』が批判されるのは一方においてそれが『国家権力』を不能にすることによるとともに、他方では、それが右に『神聖』であるとされた『自由』を『国家権力』のレヴェルにまで引き降す結果にはかならない」（南原一博「人倫の政治哲学」——近代政治原理の構造転換をめぐって』『法学新報』、一九七七年、第八四卷第五号、二五九頁）。さらに市民社会と国家に関するヘーゲルの理論については、柳春生「ヘーゲル『法哲学綱要』における国家の理念とマルクスによる批判」（『法政研究』、一九六八年、第三五卷參照）。

(4) ファシズム国家を例外的国家形態として扱う次のマルクス主義文献がある。N・ブーランジア著、田中正人訳『ファシズムと独裁』批評社、一九八三年、第七部ファシズム国家參照。

(5) R・F・ダット著、岡田良夫訳『ファシズムと社会主義革命』ミネルヴァ書房、一九七四年、二二八—二四七頁參照。

(6) 栗原優「ファシズムと全体主義論」『歴史学研究』、一九七三年、第三九七号參照。

(7) 「全体主義国家」と社会主義国家との抱合の著述は汗牛充棟の如く存在しているが、代表的なものとして次のものを挙げる

ことができる。S・ノイマン著、岩永健吉郎訳『大衆国家と独裁—恒久の革命』みすず書房、一九六〇年、H・アーレント著、

大久保和郎他訳『全体主義の起源』I II III、みすず書房、一九七四年。

(8) S・ザヴァツキ「現代イギリスの国家論—福祉国家概念の起源とその理念」、および同「現代西ドイツの国家論—西独“社会的法治国”論の若干の諸局面」、畠中和夫、福井英雄編『現代国家論』所収、法律文化社、一九八三年参照。

(9) 藤田勇「国家概念について」『法律時報』、一九六九年、第四一卷第一号、六三頁参照。

(10) 影山日出弥「西ドイツにおける社会的法治国家」、鈴木安蔵編『現代福祉国家論批判』所収、法律文化社、一九六七年、二〇六頁参照。

(11) 池上惇『現代国家論—日本資本主義と統治能力の形式』青木書店、一九八〇年、二宮厚美『日本経済と危機管理論』新日本出版社、一九八二年、N・プランツィアス著、田中正人、柳内隆共訳『国家・権力・社会主義』ニニテ、一九八四年等参照。

## 二 「国家論ルネッサンス」における基本的な問題

資本主義社会の常識的国家イデオロギーの今日のような動向は、基本的には、社会における政治支配の実態を、少なくとも福祉国家イデオロギーと比較する限り濃厚に反映した性格のものであるといつてよい。一般的にいえば、かかる動向は、イデオロギーの分野における階級闘争を増幅し、本来、被支配層の国家イデオロギーとの緊張を高める素地を用意していくことになるものである。被支配層にとって、その場合、現代資本主義国家の一定程度、トータルな体系的認識を通して確保され、かかる政治支配にとって替わりうる別の政治支配へ置換できうるプロセスとその代替物の内容の提示のもつ意味は、とくに運動にとって死活的な問題になつてくるのは当り前の問題である。<sup>(1)</sup> 支配層の国家論の動向がどうかということは、一画変革の歴史のなかでは、局面的な、状況的な事柄にすぎない。その動向が変革のプロセスや代替物に決定的な影響を与えるわけではないからである。しかしながら、その動向は、被支配層の

抵抗と変革のプロセス、とくにイデオロギーの鮮明な対立を通路として可能となる被支配層のイデオロギーの普遍化にとって、それが鋭くかかわっているという点は否定できない。逆に、かかる意識を目的的にも欠いた被支配層の運動イデオロギーは、支配層のイデオロギーの動向の分析や認識にも影響を与え、被支配層のさまざまなイデオロギー論の固定化、あるいはさらなる拡散に資するだけでなく、支配層のイデオロギーの普及の優位性をより安定的に推移せしめる結果を導きかねない。

被支配層のさまざまな国家イデオロギーのなかで、マルクス主義が、果たしている役割は、いうまでもなくきわめて大きい。もっとも、マルクス主義の多元化現象といわれる今日的特徴を考えると、逆の低い評価も成り立つが、とりあえず包括的にそれを扱つておかざるを得ない。ここでは、マルクス主義における古典的にも従来の理論的基軸であった政治支配（独裁）に関する問題に限定し、しかも、現象的にはグローバル性という国家論状況に焦点をつきあわせた形でとりあげてみる。

マルクス主義国家論にとつても、六〇年代以降という時期はきわめて重要である。六〇年代を境にして理論的基軸が変化を示し始め、後には「国家論ルネッサンス」といわれるような状況を生み出したからである。「ルネッサンス」は、共有すべき基軸の分解過程の目立つ様相を柱として展開し、今日なお収束過程へ向かっているとはいえないまま、全体として推移しているといつてよい。

分解の重要な基軸となつた政治支配論への最初の否定的インパクトは、社会主義国の支配的イデオロギーとなつたマルクス主義の変遷とともに始まつた。社会主義国の支配的な国家イデオロギーの動向については、およそ現象的に二極に分岐した流れでみることができる。六〇年代以前は、総じてスターリン的な国家論の色彩を刻印したもので

あつたが、六〇年代初頭以降、ソ連の国家イデオロギーが急旋回を遂げていくことによつて、国際的には、新しいものと伝統的なものという二分に区分すれば二極化した。六一年のソ連の党綱領では壮大な共産主義化のプログラムが宣言され、そこでの共産主義化の近未來的な設定の提唱と軌を一にしていたことである。<sup>(2)</sup> 新しい国家イデオロギーは、客観的には、まず社会主義の政治的安定とりわけ強固な社会主义体制の出現、社会主義の経済的な政治的な基盤の確立と成熟、イデオロギー的にはスターリン批判を媒介した「社会主義的民主主義の回復と拡充」の論理をふまえて導き出されてきた。それは、何よりもマルクスやレーニンの国家論の「創造的適用」としてとらえられたものであつたが、党綱領にみられた楽観的な見通しが国家観のなかにも強く反映され、国家対人民、権力対自由等の対立シーケンスは後景に押しやられ、非矛盾的な非対立的な社会と国家の統合イデオロギーのなかにつつみ込まれるようなマルクス主義では異質ともいつてよいような国家イデオロギーとして登場したことである。確かに、社会における全人民のイデオロギーは、魅力的でユートピア思想との連続を連想せしめる。歴史経緯的には、社会主義の自信の表現でもあつたが、直接的にはスターリン批判とそれに伴う一連の改革措置がそのようなイデオロギーを支えていたわけである。

国内の経済・政治改革、市民の管理機関への能動的な参加の通路の拡大、政治機関、管理機関の運用の改善、適法性の追求等々が、社会主義・共産主義に向けての世界史的必然の合法則的なもののうちに位置づけられてくるとき、イデオロギー的には、全人民のイデオロギーという形で収束されていったといつてよい。

全人民の国家イデオロギーの方法や内容について、ここで検討する余裕がないが状況連関的にいえば、資本主義における一般に社会と国家の統合イデオロギーという側面と重なり合う性格をもつていたこと、あるいは、国家の「公共性」とか「非政治的国家」とかいわれるものへの傾斜は、社会の矛盾的対立をイデオロギー的にも緩和させていく

役割をなつた福祉国家イデオロギーの方法にも近接していたことである。そのうえ、資本主義における支配層のイデオロギーの特徴的な側面である階級的な政治支配の否定の論理と社会主義における政治支配の論理は同じレベルで扱えないにしろ、それにもかかわらず、政治支配の不存在の論理は、両者において共有化できる接点を見い出しうるものもあるということである。

基本的には、全人民国家イデオロギーは、今日なお一貫して支配的イデオロギーであるが、初期のそれのもつ非矛盾的な解釈は、若干修正されている。社会の発展をやはり矛盾のうちにとらえていく志向の強まりと関連がある。しかしながら、矛盾を社会主義の政治支配とかかわる形でとらえているわけではなく、また全人民の国家も矛盾のうちにとらえているものでなく、それを前提にした、たとえば、官僚主義、適法性への侵犯、非能率……といった次元にとどめたままの扱い方であり、結果としても、むしろ矛盾の「解決形態」が全人民国家であるという逆転したおさえ方である。

全人民のイデオロギーが現実に存在するとすれば、イデオロギーの本質や性格からみてそれこそイデオロギーの終焉である。それはもはやイデオロギーのカテゴリーのなかには含まれない。ソ連には支配の現実態がもはや存在しないというときには、全人民のイデオロギーといつても、国民イデオロギーといつてもあるいは非政治的イデオロギーといつても何ら問題がない。それは、もはやイデオロギー論の範囲を越えたものであって、言葉の選択の問題であるからである。実際には、ソ連では政治支配が存在し、政治諸関係も権力諸関係もまた政治諸組織も嚴然として存在している社会主義であることは事実である。その存否がイデオロギーの対象になることなどありえない。全人民のイデオロギーは、それをふまえてなおかつ「全人民の」という出し方であって、したがってそれ自体まさにイデオロギー

のカテーテゴリーとしてとどまっているということである。<sup>(3)</sup>

ソ連のように、これまでと全く異質な国家イデオロギーが出現した以降の歴史は、社会体制の分裂傾向を速めるうえでそのイデオロギーも深くかかわった。しかし、中ソ論争を経た後の社会主义体制の一連の経過によつて、そのなに独裁論の「実践」であつた文化大革命の経験を含めて、政治支配論の展開が急速に退潮していくことになった。同じように、ソ連の全人民国家論の場合についてもいえる。そのイデオロギーは、正確にはイデオロギーの閉鎖状況のもとで国内では普及したにもかかわらず、中ソ国境の軍事衝突、チエコ侵入等々の現象は、資本主義のマルクス主義にとつて全人民のイデオロギー、つまり、「創造的適用」論を理論的にも意識的にも排除もしくは無視していくことになつた。一口でいえば、社会主义国のマルクス主義の国家に関する理論やイデオロギーの影響が西欧ではとくに低下しきわめて小さくなつたということである。

資本主義の世界のマルクス主義にとつて、資本主義のもつその支配の構造とイデオロギーの透視と体系化、あるいは変革のプロセスと代替物の新たな提示という課題が、支配層の洗練された系統的な対応のなかで、またさまざまなか急進的な運動とそのイデオロギーの噴出現象のなかで、さらには民主社会主义の大きな流れのなかで陣地戦的な理論的・イデオロギー的嘗為が迫られるような状況が作り出されていったのも一つの成り行きであった。そのような脈絡のなかで、副産物としてもマルクス主義の「国家論ルネッサンス」といわれるような共鳴時代がもたらされてきたといえる。奇妙にも「ルネッサンス」といわれる状況が醸成されていつたにもかかわらず、政治支配論はここでもかえつてごく一部を除けば沈潜化した。<sup>(4)</sup> 「ルネッサンス」といっても全体的に包括的な内容を自ずとつみ込んでいたわけではないということである。むしろ、理論的基軸となりうる問題の指定は、必ずしも最初から明確になつていたと

はいえないまま経過している。社会主義の否定的現象の影響も加わったこともあるが、また独裁論という政治支配論自体のとりあげ方にも微妙な点がないとはいえないが、国家論の扱う範囲と性格からみてそれを無視していくことなど、本来ありえない。たとえ理論的基軸が設定されていない、作出のプロセスにあるといつても同じことだが、これまでマルクス主義において基軸をなした政治支配論の批判的検討を回避する理由はない。要するに、士儀上からそれも大方消えていくという点が「ルネッサンス」の特徴的内容をなしていることは明らかである。さらに評価的にいえば、基軸を欠いたあるいはそれが提示できない争鳴であるならば、そこに扱われるモチーフも方法も課題も「教条的」マルクス主義を一掃しあう支配層や非マルクス主義のインパクトさえ感じることはないイノセントなものであろう。

かかる状況のもとで興味深いことは、「非マルクス主義者」の側から「独裁概念の獲得」の必要性がむしろ論じられたことである。そのような提唱は、マルクス主義の「ルネッサンス」とも、支配層の国家イデオロギーの今日的動向とも関連しあっていることは、見やすい道理である。そこで何が論じられているかみておくことも問題の所在の一端を明確にしていくうえで役に立つ。少々長いが河野健二氏の『思想』の論文から一例を挙げておこう。

「ボナパルティズムを含めて、私たちは独裁国家あるいは個人統治の諸形態を識別し、位置づける必要があると思う。マルクスはボナパルティズムを一つの独裁権力と見て、それに“プロレタリア独裁”を対置した。その場合の“独裁”は、いざれにしても法律や議会や世論などによって妨げられることのない強制力の行使、またはそれが保障される体制という意味であって、単なる支配とか統治といった広い意味ではない。こうした独裁は、社会の内的な危機や外敵の侵入といった非常事態、あるいは異常事件のもとで成立するのであって、通例の場合には法律や制度の慣行が支配していて、いちいち個人の意志に聞くまでもない。この関係をマルクスは一つの階級が自己のルールを他

の階級に守らせるうことのできない状況としてとらえたのである。階級またはその代表者が平穏に統治できない状況は、特別の個人のもとに権力を集中して反対派に強圧を加えることではじめて突破される。したがつて、独裁は常に個人統治である<sup>(5)</sup>、と。

論旨の全体にはいくつかの飛躍があると思われるが、要するに、①マルクスの独裁論は、「乱世に応じた状況の論理」であり、臨時的、過渡的なものであったこと、②かかる「単純」なものをエンゲルスやレーニンが「必然化」し「歴史概念」にしつらえたこと、③独裁はマルクスの唱えるように、「常に個人統治」であつて、「議会主義や政党政治のもとでは制度やルールが先行」して独裁が存在しないこと、④したがつて、「議会制民主主義の苦難」を受容してきた歴史にとってその放棄が今日現実となつたことは当然であること、⑤しかしながら、金科玉条の独裁概念の放棄は、「社会主義革命の青写真」を提示するためには「未来のさき取りではなくむしろ状況への追随」である、⑥これを明らかにしない限り、「理論の先導性を回復する」ことはできない、少なくとも「乱世に応じた論理」では独裁概念が有効である、と。

マルクス等の古典解釈を行なうことも、「乱世」とか「議会制民主主義」をどのようにみるかここで改めて検討する必要もないが<sup>(6)</sup>、運動と理論にとって「独裁」の置かれている歴史的な位置と環境が今日どのようなものであるかについては少しは弁証的しかも逆説的なものも含まれているので参考になろう。

政治支配論がソ連等の社会主義の側からも中国等の権力奪取の形態に引きよせた偏奇な独裁論からも<sup>(7)</sup>、西欧の運動の側からのプロレタリア独裁論の否定からも<sup>(8)</sup>、あるいは「ルネッサンス」のなかでもその孤立化と封鎖は一層深まっているよう一面みえる。はたして、政治支配論は無力化したのか、あるいはその有効性が否定のうちに問われてい

るのか。少なくともそうした問題意識を根底に据えて、「国家論ルネッサンス」のなかでとりわけ急上昇した相対的説

### 自律性論と国家介入論について検討してみよう。

(1) 不破哲三氏と田口富久治氏との論争等もその脈絡で位置づけをおくことができる。もう少し、論争そのものの評価について私は私見として権力論抜きの論争であったという印象をもつていて。本来最もシビアな論点となりうる素材が提示されていたにもかかわらず、将来の政治制度の「果実」について最初から一致していたという性格が、論争そのもののなかに権力論を据えていく視座が稀薄になったと思われる(田口富久治『先進国革命と多元的社会主義』大月書店、一九七八年、同「多元的社会主義論と前衛党组织論—不破哲三氏の批判に答える』『前衛』、一九七九年九月号、不破哲三「科学的社会主義か『多元的社会主義』か—田口理論の批判的研究』『前衛』、一九七九年一月号、同「前衛党的組織問題と田口理論』『前衛』、一九八〇年三月号参照)。

(2) 一九六一年採択の党綱領と一九八六年三月採択の新稿党綱領におけるソ連国家に関する認識上の相違は本質的には存在しない。

(3) 拙稿「ソ連国家論の方法論的課題」(大阪経済法科大学『法学研究所紀要』、一九八二年、第三号)において全人民国家イデオロギーを方法論的にとり扱っている。

(4) 拙稿「現代国家論における独裁論の位置」、横越英一編『現代国家の諸相』所収、昭和堂、一九八五年参考。

(5) 河野健二「"独裁"概念の獲得」『思想』、一九七九年、第六二七号、三五頁。

(6) マルクスの独裁論については、平田清明氏の『市民社会と社会主義』(岩波書店、一九六九年)における「市民社会と階級独裁」、またその発展的継承である同『フランス人民連合の自己認識』(『世界』、一九七六年七月号)が示唆的で貴重である。

(7) ソ連の文献については本格的なレーニンの独裁論研究の高水準を確保していくと思われる科学アカデミー国家と法研究所の『レーニンのプロレタリア独裁の学説』(См. Академия Наук СССР, Институт государства и права, Ленинское учение о диктатуре пролетариата, 1970.)は今日のソ連の独裁概念の理解をみるうえで参考になる。

(8) その一つの例示として次のものが参考になる。五六六部隊理論組、北京大学哲学系七二級工農兵學員編著、藤井滿洲男監訳『マルクス主義國家論』東方書店、一九七六年。

(9) とりわけフランス共産党内部の討論資料等が参考になる。「フランス共産党第二回党大会関係予備討論および中央委員会報告の抜粋」(一九七六年一月—二月)、またL・アルチュセール「第二二回大会—プロレタリアート独裁・社会主義・国家・民主制」参照。いずれもE・バリバール著、加藤晴久訳『プロレタリア独裁とはなにか』所収(新評論、一九七八年)。

### 三 国家の相対的自律性

—北原勇氏の場合

「国家論ルネッサンス」の状況のなかにおいて特徴的な問題の一つは、現代国家の相対的自律性に関する事柄である。その動向については、加藤哲郎氏によつてまとめられその多展開的方向について氏の『法の科学』における問題提起も併せて知ることができる。<sup>(1)</sup>ここでは、自律性についての多面的論点を避け、現代国家の認識につながる結論の一部に相当すると思われる点、つまり現代資本主義国家は、はたして相対的自律性をますます獲得しつつある存在として認知できる客体なのかどうか、というところに絞つて検討する。それは、国家を含めたという出し方でも国家を核としたという出し方でも表徵できるような政治支配の総体に関する理論の有効性に深くかかわる問題であるからである。また、国家の自律性がそのような理論的枠組みとかかわりなしに構成されるとすれば、少なくとも相対性のなかでとらえてきた自律性論そのものも根本的に批判されるしかないからである。

できるだけ具体的な形で検討するために経済学者の北原勇氏の『現代資本主義における所有と決定』(一九八四年)をとり出して考えてみたい。それは、現代資本主義分析の全一四冊の第三冊目にあたるもので、知的刺激の豊富な内容をもつものである。しかし、自律性論に関しては広範囲に展開されているが、「ルネッサンス」において強い流れでもある「国家はますます自律性を深めている」、という鮮明な立場を共有しているためにとくにとりあげておく

ものである。ちなみに、本書は、まえがきにもあるように「現代資本主義における経済権力の所在と性格を明らかにし、支配・従属の現代的特質に迫ろうとしたものである<sup>(2)</sup>」。

氏の自律性についての論点は、三つのパラグラフから成っている。

第一のパラグラフは、自律性の一般的理解に関する問題である。自律性は、資本制国家にとって「本来的性格のもの」であつて、「最初から経済的支配階級から一定の自律性をもつものとして存在」してきた。もともと国家は、「資本家を代弁する政治組織」であり、資本秩序の維持を図るうえで「政治面から補完する」階級的なものである。しかし、支配の内的編成においては「資本の個別の利害に超越」し、「平均的・普遍的な利害を客観的に代表」する。自律の始源的なものは、何よりも支配階級の内部の普遍的利害の調整のなかに位置づけられている。国家は、資本の利害を政治面から補強する性格をもちつつ、内部ではその全体利害の普遍性を同時的に獲得していく、その限りで始源的にも自律的存在である。なぜなのか。資本は、「つねにその意思を統一して具体的な政策をうち出すことは困難」であつて、「専門的な扱い手」（国家）を媒介にしてはじめて資本の意思は決定・具体化されるしかないからである、と。他方では、国家の自律性は、被支配層の「体制受容意識からも調達」される。ここから作出されてくる「正当性」という社会意識こそ国家自律の社会的基盤である。資本に従属しなければ生計を立てられない労働者階級にとって、「私有財産とその自由な運用や自由・平等の人格同志の取引きという資本制社会の制度的枠組みそのものも生活の前提であり、その維持自体が直接的には自らの利益であるからである」。資本内部だけでなく、「すべての階級的利害の超越した形や外觀をとればとるだけ、さらには実質的な自律を少しでももてばそれだけ、被支配階級の支持も得やすくなる」ことはいうまでもない。国家は、「国民全体の利害を代表し、全社会を統括する国民国家として立ち現

われる<sup>(3)</sup>、と。

第二のパラグラフでは、資本主義の発達、つまり独占段階にはいると資本内部の分裂が進み、独占資本の力と地位が質的に上昇し、「国家はより多く独占資本の利害を代表する政治組織という性格」をもつような「実質的変化」における自律性強化のファクターについてである。<sup>(4)</sup>しかし、この段階でも国家の自律性に関する一般的理解を変更しないばかりか、その「著しい強化」という延長上でみると必要とされる。もつとも、ここで論理は、必ずしも明快ではない。現代資本主義国家の現状分析そのものがその論理にとつて替っているといつても誤りではない。その大枠についてとりあげておけば次のようになる。

現代資本主義国家の自律性については、経済における国家機能の上昇的拡大という現状分析が前提である。整理して平板な形で表わせば、二つの面においてそれをとらえることができる。一つは、経済的諸資源の巨大な占有主体・所有主体という面、他は、"私的企業への所有に基づく決定"に対する介入という面である。具体的な内容として、前者には、次のようなものを引照できる。租税、公債、政府管掌の各種積立金という国家維持費の使用主体、公的な各種の構築物、軍事関係物、国公有地という排他的占有主体、公務労働における雇用者としての地位、貨幣市場、製品市場、軍需品の買付け、公共事業投資、補助金、低利融資という国家市場の開設主体、あるいは許認可権・専売権の独占、エネルギー・運輸等の固有企業としての一連の経済的行為等々。後者のなかには、次のような国家活動、つまり「個々の企業の活動をめぐる諸条件、諸前提を変更・創出」するといった私的企業への所有に基づく決定に対する介入である。それは、規制と資本蓄積の支援という両面においてみる必要がある。規制についていえば、企業利潤への高率の課税、社会保険費の企業負担、高雇用政策、社会保障、公的サービス拡充、労働基本権の制度的保障とい

うえで今日的な固有の領域である。<sup>(5)</sup>と。

第三のパラグラフでは、現代国家の自律の強化を促がしているもう一つのファクター、つまり「国家政策の決定過程で発揮される行政機構、官僚組織のもつ独自の力とその増大性向」である。現代国家の政策は、「それぞれの対象領域にかんして排他的な権限を保持しつつその独自な権力を自らに付着させ」てはいる「巨大な機構＝諸省庁の一大複合体」によってのみ遂行されていく。それは、日常業務を通じて担当領域の諸事情や関係法規に最も精通した存在となり「権力がこの機構に事実上固着していく」。複雑多岐にわたる行政業務のすべてを巨大独占が自己の管轄下におくことは不可能となる。「外部から全面的にコントロールできる单一の主体はもはや存在しない」。国家の自律性の強化はこの面からもとらえられる。<sup>(6)</sup>と。

およそ以上のような氏の三つのパラグラフは、多面的で有機的な国家活動を歴史論理的に支配＝従属の側面に引き寄せた形で、なおかつ自律性をどのように位置づけるか、ということであろう。もちろん、国家活動の空間的拡張と多重的機能化という現状分析が自律性論をそのまま仕上げていくことなどありえない。基本的には、資本主義国家の歴史過程なり発達段階を通してその現状分析を歴史的に位置づけること、翻つて、国家の本質や性格をどのようにみているのか、国家的・社会における支配＝従属の経済的なものと政治的なものの複合している内容と歴史といったものについての視角等、現状分析のうえでも、また自律性論についてもおよそそうしたものが理論的営為の延長上にあ

るはずである。各パラグラフにおける主要な点について批判的にとりあげておこう。

第一のパラグラフでは、自律性は相対的なものである、という氏の確認と他方では最初から一定の自律性をもつといふおさえ方<sup>(8)</sup>の関連が不明瞭であつて、氏の自律性論の基本的な特徴となつてゐる。国家は、資本内部の「普遍的利害の調整をはたす」等々の脈絡は後者であるし、一般に、国家は、「資本を代弁する」等々の脈絡は、前者に関連した意味であろう。しかし、全体のトーンは、後者の立場に立つて叙述されているといつても差しつかえない。また、「専門的担い手」の並列が一律に国家として登場したり、かれらの政策の立案・遂行は「資本全体の利益に大局的に長期的にそう」ものである、あるいは「その限りでかなりの程度自由裁量」権を保有している、という国家観が随所の重要な箇所で使われていくとき、それは、理念的なものであつても歴史的な国家観でないということも基本的な特徴である。

支配階級の意思と利害の対立・衝突を含めた階級意思形成のプロセス、さらにはそれの公的意愿化につなげていくプロセスについて統一的内容を含めていない限り、資本内部における自律的なものとしての国家という断定的おさえ方はできない。支配階級の階級意思と公的意思の関係は連続的なものというより、むしろ切斷したうえで大局的なものの自由裁量的なもののうちに統合しセット化するという出し方にならざるをえないこともうなずける。資本内部におけるかかる自律の問題が相対的自律性のなかに含まれるとするならば、国家のゲネシス論の大枠すら再検討するということが前提にならなければならない。いずれにしても、相対性においてみると、少なくとも、国家を階級的支配の一形態としてみる限り階級支配のレベルに戻して自律性の問題を扱う以外ない。

国家は、階級対立から自律しているわけではなく、階級的諸関係のなかに立たされつづけ、階級的矛盾・対立の凝

集物という理解はできても、またそれらを緩和させるものであっても、矛盾の解決形態としての地位は常に本來的に有していない。自律は相対性においてとらえる他はない所以である。問題は、相対的にある程度“自律性”を確保していかなければならない必然的といつてよい段階の階級社会であるという歴史認識が前提である。資本主義の発達を通じても、階級的対抗関係を通じても形成され再生産されてくる諸制度・諸政策は、基本的に支配＝従属の視野のなかに収まるものであって支配＝従属からの国家の自律が問題になることはありえない。重要なことは、それでいてなおかつ相対的自律性が問題にされるということは、具体的な国家の諸制度・諸政策等に一定程度付着した支配層のイデオロギー的かかわり方や被支配層の受容意識等、たとえば、「国民国家」、法の支配、個の尊厳、正当性、議会制民主主義……といった絶対的自律性につながってくる意識・イデオロギーの分野に本来限定されているということである。資本内部における“相対的”自律等は二義的三義的なレヴェルのものであり、むしろそれから自律性を唱いていく手法は、支配層の国家の普遍的中立の自律性イデオロギーの内容の一部と重複していく可能性を否定できない。

第二のパラグラフで扱われている内容は、伝統的な公式的な国独資論を意識したものであることは明らかである。<sup>(9)</sup> 国家の独占資本への癒着、従属の強調が、かえって国家の相対的自律性に関する現代的性格や特徴についての認識を後景へおしやる側面があつたことは否めない。<sup>(10)</sup> その限りではその適切な位置づけを行なうことでは正当である。もつとも、それが現代国家の自律の強化を引き出していくこととは全く別問題である。

ここで扱われている問題については矛盾の視点を投入しておけば自ずと明らかになる。つまり、経済的な所有・占有主体としての現代国家と社会における最も主要な所有・占有主体である巨大独占との相互関係を矛盾のうちにとら

えた場合どうなるのか。両者における矛盾・対立の内容・範囲・程度によつて国家の自律性の特徴も決定できよう。もつとも、矛盾・対立という切り方で自律の問題と扱うことは必ずしも一般的には適切ではないことはわかる。自律と各主体間の相互関係における矛盾・対立とは次元が異なるからである。ところが国家の側から他の経済的主体へ向けて介入、規制、制約、指導……といった一方通行的な権力関係が想定されている場合には、矛盾・対立の切り方は國家の「自律」を考えるうえで有効性をもちうる。このパラグラフでは、両者間の矛盾の拡大と深まりというおさえ方はないが、介入、規制といったレヴェルが単に自律性を表徴するものとなつてゐる。それは現状分析において明瞭にでてくる。たとえば、規制という法的・政策的措置として労働基本権の制度的保障、アメリカの雇用差別規制、西ドイツの共同決定法等をとりあげた場合、それらは企業活動への制約になりえても、企業の自由が確保する真空の空間は現実には存在していないわけで、社会意識、社会的矛盾、対抗関係等の層面とのかかわり方を全体として扱わないので規制の線上でのみとり扱うことは一面的にならう。かかる国家活動が意識においても、制度においても支配 $\parallel$ 従属の安定的推移をもたらすということだけでなく、いわば労働力の再生産サイクルとその環境をも含めた今日的生活規範の確保も含んでいるわけで、自律とセットになつた規制のとらえ方自体が問題なのである。あるいは農業・中小企業保護政策、公害規制等が巨大企業の決定 $\parallel$ 独占的行為に対する制約になるという点もすべて同じ問題である。全面的ではなく、部分的な側面に着目しつつ規制をとり扱うことは可能であるとしても、あるいはそれに則して自律性を延引してくることも百歩譲つて可能としても、ただ、それは決して一般化できないことは自明の理である。むしろ、介入、規制、制約……という線上の国家の経済的行為のどの点をとっても二つの主体間の矛盾の増幅が基本的に存在していないだけでなく、むしろほとんど解消されているのではないか。逆に、まさに巨大独占の補完的機能と役割を

ますますになわされている現代国家を補捉しておくことが自然である。そうであるばあるほど、氏のように自律性の問題を経済と国家という磁場に求めていつても得るものは少ない。別の磁場を考えるべきであろう。もともと国家の普遍的な自律性論は、支配層の常識的イデオロギーの一部である。自律をイデオロギー的に粉飾する場合といえども、必ず何らかの具体的な制度や政策に付着して唱えられている。市民社会と政治的国家の分裂、議会制民主主義、法の支配という最適的なものを自律性に関して選択できた過去の常識的イデオロギーの存在状況と今日のように市民社会と政治的国家の統合というもとでの常識イデオロギーの存在状況は、自律性イデオロギーの付着すべき対象を具体的なものの中に探すことをますます難しくしている。それをカバーするためにも自律性イデオロギーがますます先行的に展開されざるを得ない支配状況を認識することである。今日の自律性の磁場は、主たる側面として過去のようにそれなりの現実的基盤を抱え込んだところでなく、イデオロギーという磁場に基本的には移し替えられていることの認識が必要である。国家の自律性がますます増大している。という結論はその意味でも逆である。支配層の側から自律性論が増大し強化されている、ということならば問題がない。

第三のパラグラフについては、現代国家の特徴的側面の叙述については評価できるとしても、自律の点については奇妙な接木になっている。一点だけ述べておけば、行政機構（官僚組織）と社会団体との関係である。それは、組織的には確かに区別される対象であるが、並列した配置においてとり扱うことはできない。にもかかわらず、両者の関係が国家の自律性強化の要因の素材にされていることである。行政機構のヒエラルキー的編成については、質的にも多機能化し肥大化している今日の段階でも基本的な変更はない。ところが、この行政機構の今日的特徴の一つは、社会における孤立的な編成という突出した仕方をとっていない、ということである。つまり、行政機構の意思決定過程

において、とりわけ巨大独占団体のかかわり方は、公的ルートにおいても非公的ルートにおいてもきわめて整備され、系統づけられているということである。たとえば、公的ルートといえば、各種の審議会、調査会、参与制度、特殊法人、外郭団体等々の準国家機関といつてよいものの附置、非公的ルートでは行政府の頭部にあたる政府の構成メンバーとの定期的会合・接触、私的諮問機関、行政機構と巨大独占との末端に至るまでの協同等々、公的にも非公的にも両者の意思の疎通の通路は、日常的に“国家化”あるいは“社会化”しているということである。行政機構と社会団体との並列的附置およびその関係について論じるとすれば、巨大独占を社会団体の中から除外したうえで扱つてはじめて適正なものといえる。また、自律性の立ち寄る空間がそこにあるとすれば、やはり巨大独占を除外した他の社会諸団体との関係に予め限定しておく必要があろう。しかしそれが何の意味ももたらすこともない。

以上、北原氏の場合のように現代国家がますます自律性を強化しているという結論には同調できない。同じ素材を使用してもむしろ逆の結論である。現代国家は相対的自律性をますます喪失させつつある、と。なぜ互いに相反する結論がでてくるのか、少なくとも次のことがいえる。現代資本主義国家を支配＝従属の視角でとり扱う際に、それを国家とそれ以外のものとを区別してしまう方法、あるいは国家のなかに支配＝従属の問題を収斂させてしまう方法上の問題が一つあるということであろう。社会における階級的な支配＝従属は、その編成過程においても、編成そのものにおいても、発展的編成においても、経済・政治・思想支配の総体のなかでとらえられる対象である。国家的支配は、時にはリヴィア・サン的な性格をとることはあっても、理論的には支配の一形態にすぎないということである。國家の自律性強化論の発想は、「ルネッサンス」における支配の総体論に関する理論的提起の欠落でもあると考えられる。

- (1) 加藤哲郎「西欧マルクス主義の国家論と政治学」、日本政治学会編『現代国家の位置と理論』所収、岩波書店、一九八二年、および同「国家の『相対的自律性』と『構造的制約性』—最近の欧米の国家論の動向から」『法の科学』、一九七九年、第七号。
- (2) 北原勇『現代資本主義における所有と決定』岩波書店、一九八四年、まえがき。
- (3) 同右、三六四—三六六頁参照。
- (4) 同右、三六六頁参照。
- (5) 同右、三五一—三六三頁参照。
- (6) 同右、三六七—三六九頁参照。
- (7) 同右、三七一頁参照。
- (8) 同右、三六四頁参照。
- (9) 同右、三四〇—三四三頁参照。
- (10) たとえば、フランス共産党中央委員会経済部『エコノミー・エ・ポリティーグ』誌著、大島雄一他訳『国家独占資本主義』上・下、新日本出版社、一九七四—七五年参照。

#### 四 国家介入について

相対的自律性に関する理論的背景は、いわゆる経済還元主義に対する批判を根底に意識化している。しかし、そのようなところに當為がとどまっているわけではない。現代国家における相対的自律性の性格や特徴を抽出しつつ、その客観的な歴史的な位置を現段階的に確定し、そのうえで結果としても根本的批判を経る、という過去の図式的な批判とは異なる順序である。<sup>(1)</sup> 実際、相対的自律性についてのアプローチは、きわめて多面的で多岐にわたっている。<sup>(2)</sup> また、直接それと関連づけているかどうかにかかわりなく何らかの形で連鎖しあい、「国家論ルネッサンス」における論点をいくつかに絞りあげた場合、中心的な展開の一つとして改めて指定できる。しかも、そこに国家介入と“介入

主義国家”と表徴されるイデオロギーが媒介しているケースをとり扱う必要がある。

国家介入については、いわゆる西ドイツの国家導出論争とも密接に関連しあう問題である。論争についての評価は、わが国でもいくつか出されている<sup>(3)</sup>。論争の政治的背景をみてもわかるように、SDPの政策・計画におけるその実現の可能性と限界を検討する、という現実的な提起であった。そこでは、政府の相対的自律性の範囲と展望、要するに、与党としてあるいは政権をとった民主社会主義者の資本主義社会におけるかかわり方とその限界を本来問題にしていた。景気回復や経済計画の具体的な政策の採択をめぐって、また国家の抑圧的性格を加重化せしめた複雑な政治状況のもとであったが、相対的自律性と国家介入とが表裏一体になるという事情である。ところが、実際には論争は、政治的背景からくるインパクトに沿った方向ではなく、歴史を戻した資本主義国家の“導出”論へと傾斜していった。評価的には、それはいわゆる自律と国家介入の問題を視野から消したとはいひ難い。むしろ、客観的には自律や国家介入の位置づけや論理性が資本主義国家の生成論も含めた国家の論理と一体不離のものであることを同時に提示している、としてとらえ直すこともできる。

国家介入というテクニカル・タームは、従来の言い方を援用すれば、国家機能の概念のなかに相当させていく考え方もある。ただそこでは、国家機能の概念のなかに收まりきらない現代的な枢要な特徴的表現を表わすものとしての使い方が意識化されている<sup>(4)</sup>。「機能」というとりあげだけでもなく、いわば、「メカニズム」とか「作動様式」等を含む理解を多分に含めたものとして理解してよい<sup>(5)</sup>。

国家介入は、積極的国家思想の段階では、一般に、常に増大傾向性のうちにとらえることができるものであつても、現代国家という出し方のなかで質変化を問題にした提示ができるかどうかは疑問である。そのうえ、個別的にもたと

えば戦争、恐慌、政治危機における国家介入の形態もあり、それを単に例外的とか戦間期的とか区別する理由もない。それもすべて連續した歴史の連鎖であって包摂してとらえていくことが論理としても自然である。介入の内容と形態はそこではむしろ、よりシビアで鋭く貫徹していく。危機における「跳躍」という歴史的経緯を除外することなく、また質変化のレヴェルの問題ではなく、独占資本主義の歴史の増大傾向性のうちに認識する以外ない。

国家介入の主体は、確かに国家である。しかし、介入を日常化し増幅せしめるチャンスは、社会と有機的に階級的に結合した国家の能動的役割に求めることはできても、国家内の自生的な自立的なものの展開のなかでだけ收めきれないことはいうまでもない。また、各歴史のレヴェルに照應した介入は、そこでは、それは全面性であり、恒常性であり、構造性なのである。現代における国家介入も資本主義国家の発展段階に照應した全面性・恒常性・構造性をもつという意味でなければならない。<sup>(7)</sup> 過去の歴史段階を現代から逆に照射し、比較考量的に認識するならば方法的に誤りである。今日的なものを状況的にみれば、それはやはり増大傾向性の一般性を有しつつも、「跳躍」の可能性とますます接触しあう緊張した国家介入を内包してとらえるならば問題はない。国家介入を一つの構造的な機能的な歴史メカニズムにおいてとらえることはできない。積極的国家思想の歴史ではどの段階でもどの状況でもとり出しうる対象であつて、介入そのものを仕切るメルクマールはそこには存在しない。現代の「特殊」国家介入という限定的で相対的な提示はあり得ても、歴史システムという個別的とり出し方には科学性がない。

国家介入は、端的には事実ではあつても、その性格づけについては、イデオロギーの介在を回避することはできない。政治的なもの階級的なものの認識についてのイデオロギー的性格には例外がないからである。ところが、国家介入を一つの構造と機能をもつシステムのような形の強調がなされていくとき、一つの帰結としてたとえば「介入主義

国家<sup>(8)(9)</sup>の導出も必然的になる。国家介入についてのかかるイデオロギー的性格に加えて、"介入主義国家"という出し方のイデオロギー性は、それとはまた比較できない濃密なものを作り自身につけていかざるを得ない。その落差は歴然としている。

"介入主義国家"といつても、その内容には新しいものがあるとは思えない。国家介入の現代的特徴が盛り込まれているにすぎない。たとえば、行政機構と機能の肥大化が既存の政治制度の変更、つまり行政権の優位、政党媒介機能の衰退といった国家・政治構造を変化せしめること、さらに、従来の国家機能、たとえば抑圧機能、イデオロギー的機能に加えてとりわけ経済的・社会的機能の突出と上昇についてなどである。あるいは"介入主義"を「適正な」形で実現・執行していく権力の発動様式、つまり、行政の一元化と集中化を一層紋りあげていく国家編成、スマール・ガバーナメント構想といったものをとり込んで系統づけるイデオロギーである。<sup>(10)</sup> 総じて、その概念を使用する論理的必然性はないと思われるが、分析概念としても有効性があるのか必ずしも明瞭ではない。"介入主義国家"は、国家の相対的自律性の強化という観点と結びついているが、その補強イデオロギーという性格も曖昧である。"導出"論争が示しているように、国家介入はもともと「資本の価値増殖部分に適合した国家」の問題であり、特殊的には、国家の相対的自律性の問題、つまり、具体的なものにおけるその可能性と限界という個別的性格を色濃くもっていた。しかし"介入主義国家"は、その問題意識ともつながってこないきわめて特殊なイデオロギーといわなければならない。

"介入主義国家"において、ただ政党の媒介機能の衰退という今日的な問題を含めていることは別の意味で興味がある。現代国家をとらえるうえで一つの視点になりうるからである。もつとも、衰退の規準を何で量るのか。それによつて、結論は一致するとは限らない<sup>(11)</sup>。確かに、政策決定過程における政党の媒介機能の低下は著しいものがある。

説

低下の原因については、少なくとも次の事柄が検討されてよい。政党の機能と役割が国家内に基本的な点で直接的にも間接的にも政党について経過をもつていたのかどうか。<sup>(12)</sup>それとも、巨大独占と他の政治団体が基本的な点で直接的にも間接的にも政党自体すら部分的に代替しているだけでなく、代替以上の機能と公的地位すら確保している問題なのかどうかという点についてである。中間的なものを捨象すれば、前者については、とりわけ自律性の強化という視角が、後者については自律性の弱体化という視角が相応しあうこととなる。同一の検討対象であっても対極的な相違が生じてくる根因は、結局、現代国家の認識に関する問題であり、また、社会における政治支配の理論的な基軸にかかる内容を含めている、といつてよい。

他方、政党の媒介機能としての公的チャンネルが低下・衰退しつつある、というおさえ方にもいくつかの前提があるだけでなく、政党の新しい機能・役割を抱合させてみていく必要があるということである。たとえば、従来の媒介機能の低下が政治手続においても、法制度においても、あるいは政党自身の意識においても受容されてくるとき、支配層にとって政権交替に伴う軋轢は払拭できていくわけで、それは何ら資本の過剰反応をもたらすことはない。逆に、かえって政党の右翼的編成や翼賛化を促がし、回流せしめる要因となる。政党の綱領・方針・政策の相違も媒介機能の縮減によって、変革的政党を除けば、政治的連合の妨げになるパイでなくなり、誘引しあう小道具にさえなる。階級的な階層的なさまざまな支持基盤に立つ政党間の自由な無原則的連合や政府構成は、普遍中立の自律性論の高揚をもたらす新しい磁場を新たに作出していく。衰退をどの尺度でもって量るか、という場合にも、やはり、基本的には前述の対極的なものを促がす根因が同じように投影されるわけである。

現代資本主義国家の科学的認識への通路には理論的な問題がさまざまなかたちで錯綜している。本稿は、国家認識の限

定的な手順的な作業の一つであつて、政治支配論の正当な位置を何かの形で確定していくという問題意識とつなげていることを理解されれば幸いである。

(1) たとえば、J・アルチュセール著、河野健二他共訳『甦るマルクス』人文書院、一九六八年、N・ブーランツィアス著、田口富久治他共訳『資本主義国家の構造—政治権力と社会階級Ⅱ』未来社、一九八一年、第四部第一章—第三章、A・ハント編著、大橋隆憲他訳『階級と階級構造』(法律文化社、一九七九年)におけるB・ヒンデス論文等参照。

(2) たとえば、相対的自律性から「真の自律性」へというアーリの所説については興味深い(長谷川正史「国家の相対的自律性と市民社会」、水田洋教授退官記念論集『市民社会の思想』所収、御茶の水書房、一九八一年参照)。

(3) 八木紀一郎氏は、導出論争は一つは歴史感覚の欠如したものである。私的個人—市民社会—国家というつなげ方は、歴史の前提ではないにもかかわらず、前提的にとり扱っている。それは歴史の結果にすぎないのであって一般理論的な線上の問題ではないはずである。本来、論争がミュー・ラリノイ・ジエスの提起した国家活動の幻想を階級対階級の関係まで還元してしまったものであった。かかる論争の方向は、剩余価値—蓄積論の次元、つまり個別諸資本の価値増殖過程に対する国家権力の機能という次元へではなく、本源的蓄積論へ集中してしまった、という厳しい評価がなされている(八木紀一郎「西ドイツにおける“國家の導出問題”の討論」『経済科学』、第二二卷第一号、一九七五年)。藤田勇氏は論争の客観的性格について限定されたがら、現代における階級的支配は支配』従属関係の政治的組織化の構造を解明する課題と結びついている。国家のゲネシス論のより具体的論理的状況という、むしろ資本主義国家の政治支配の編成のプロセスについての問題意識に引き寄せた一定の評価を引き出されている(藤田勇「現代資本主義国家論」『講座現代資本主義国家』I所収、大月書店、一九八〇年参照)。田口富久治氏の場合は、論争の詳細な紹介と検討を広範囲にわたって精力的に展開され、それはミリバンドとブーランツィアスとの論争の「欠陥」をドイツ的な場に移して深め問題意識としてとらえられている。しかも現代国家のいわば“介入主義国家”への転化という新たな理論的提起へつなげていく跳躍台になっている(田口富久治『マルクス主義国家論の新展開』青木書店、一九七九年等参照)。その他芦田亘「西ドイツにおける『国家論のルネッサンス』」他二編、『経済』、第一七一一七三号、一九七八年もある。

- (4) たとえば、C・M・ブラウンミュール他共著、田口富久治他共訳『資本と國家—唯物論的国家論の諸問題』御茶の水書房、一九八三年、二三頁参照。
- (5) 田口富久治「現代資本主義国家とその危機」『講座現代資本主義国家』I所収、大月書店、一九八〇年、五六一六〇頁参照。
- (6) 「国民経済の一般理論」の立場から「公共的介入」の増大傾向の必然性について展開しているものとして、次の文献がある。  
宮本憲一『現代資本主義と国家』岩波書店、一九八一年。
- (7) 介入の全面性、構造性、日常性という場合、その一般的な制約、具体歴史的な制約の侧面から検討しているブーランツィアスの主張は参考になろう。つまり、ブーランツィアスが述べるように国家介入の限界を予め含めて、なおかつそれらを提示しなおすということである。ブーランツィアスは二つの限界を示している。一つは、国家の諸装置、諸組織網および諸機構のうちにみる場合で、例示的に企業の利潤といった非把握 non-apprehension の領域は、非決定 non-decision、非介入の領域となる。他は、国家の構造および国家の内部の諸矛盾からくる場合で、「ブルジョアジーじんに對する国家装置の“硬直性”という形態」で示される「现状に対する消極的調整という様式」をとらざるを得ない限界についてである（N・ブーランツィアス著、田中正人、柳内隆共訳『国家・権力・社会主義』、二二〇—二二一頁参照）。
- (8) 田口富久治「現代資本主義国家とその危機」『講座現代資本主義国家』I所収、および同『現代世界の危機の構造』三嶺書房、一九八四年、第三部第一章参照。
- (9) “介入主義国家”的イデオロギーとは異なるが、国家導出論争における用語の似た使用例もある。たとえば、ヒルシュの場合、経済的危機が政治形態論的に国家介入主義を恒久的に設定するという出し方である。“介入主義国家”という国家イデオロギーそのものを提示しているわけではない。むしろ「個別資本の運動を基礎にした資本の自己の再生産能力が構造的に破壊されるという命題」を用いることによって、「社会構成体の再生産が体系的かつ継続的に政治の行政装置によつて媒介されねばならない」。その具体的対象が、たとえば「国家官僚制と産業官僚制の部分的な“国家独占的”編み合わせ」、「半国家的行政の拡大の形態と作用」、「国家装置の大衆諸政党や労働組合の統合」においてそれが実証されるという提起である。要するに「国家介入主義的な」という特徴的な形容詞的な現代国家のおさえ方である（J・ヒルシュ「唯物論的国家理論の諸要素」、C・V・ブラウンミュール他著、前掲書所収、第五節「国家介入主義的資本主義の諸矛盾」参照）。
- (10) 田口富久治「現代世界の危機の構造」、一一三—一二二頁参照。

- (11) その規準の客観なものを引き出していくことは、「国家論ルネッサンス」内の論理性だけでなく、自律性を前提とした常識イデオロギーの対照的抽出とその批判という側面をになっていることも、より意識化する必要がある。たとえば、強大な政権下のもとでは「行政官僚制」は「自律性を失いやすい」といった観点にしたがった分析（村松岐夫「政治過程における行政官僚集団—自律性と活動量のジレンマ」『法学論叢』、一九七八年、第一〇二巻第五・六号参照）等は、常識的イデオロギーの通底部の発現であるが、それらの批判的展開も含めたものとしての評価も結論につながっているということである。
- (12) 田口富久治「現代資本主義国とその危機」、七六頁参照。